		限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金、法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金及び推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために得た対価を整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	［略］	［略］
	系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条第１項に規定する系統設置交付金を整理する。

		限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	［略］	［略］
	系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条第１項に規定する系統設置交付金を整理する。

	特定系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条の２第１項に規定する特定系統設置交付金を整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第１表

［略］

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
［略］	［略］	固定負債 ［略］ 未払使用済燃料再処理等拠出金 未払廃炉拠出金 ［略］ ［略］	［略］
合計		合計	

	［新設］	［新設］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第１表

［略］

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
［略］	［略］	固定負債 ［略］ 未払使用済燃料再処理等拠出金 ［新設］ ［略］ ［略］	［略］
合計		合計	

備考　表中の［　］は注記である。

別表第二の第五表原子力発電施設解体費の区分中「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。

別別表第二の第十一表(2)の記載注意中第二項を削り、第一項の項番号を削る。

別別表第三の第一表原子力発電施設解体費の区分中「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改め、同表の記載注意中「第２条第３項」を「第２条第２項」に改める。

別別表第三の第二表の記載注意中「第２条第３項」を「第２条第２項」に改める。

（広域的運営推進機関に関する省令の一部改正）

第六条　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第四号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。

（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第七条　広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。